

令和2年度

小学校・中学校教員用タブレット端末賃貸借

仕様書

枚方市教育委員会事務局

(学校教育部 教育指導課)

1. 件名

小学校・中学校教員用タブレット端末賃貸借

2. 概要

本件は、小学校・中学校教員に授業で利用する LTE タブレット端末を配備し、LTE 通信回線を使用したデータ通信を行うものである。

3. 契約期間

契約締結日～令和 7 年 7 月 31 日

ただし、データ通信利用期間、端末利用期間は、納品後、データ通信の利用開始から 60 ヶ月の期間とする。

4. 納入期限及び支払方法

(1) 納入期限

①880台 中学校教員（800台）・楠葉西中学校生徒（80台）

令和2年6月30日（火曜日）

②1,450台 小学校教員

令和2年7月31日（金曜日）

(2) 支払方法及び支払期間

①支払方法 部分払い 59 回及び完了払い

②支払期間 令和 2 年 9 月請求分（8 月分）～令和 7 年 8 月請求分（7 月分）

5. 納入場所（別紙のとおり）

①枚方市立小学校 45 校 職員室

②枚方市立中学校 19 校 職員室

③輝きプラザきらら 4 階 教育指導課

6. 機器仕様

(1) 調達機器およびアプリケーション

LTE タブレット端末一式 2,330 台 ※全て新品であること。

契約期間満了後、LTE タブレット端末、キーボードは返却する。

(2) 機器の詳細仕様

LTE タブレット端末一式（10.2 インチ）

項 目	仕 様
タイプ	iPad 10.2 インチ 第 7 世代以降 Wi-Fi+Cellular モデル OS は iPadOS13 以上の機能を有すること
ストレージ	32GB 以上

キーボード	Smart Connectorによる接続キーボード ロジクール製キーボード iK1054BKA
通信機能	【無線 LAN】 IEEE802.11 a/b/g/n/ac 準拠以上
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1以上 (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共に用となっている場合は分配アダプタで対応)
LTE 通信	LTE 通信に対応していること (本体内蔵)
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
バッテリー駆動時間	9 時間以上
質量 (キーボード含む)	1,500 グラム以下
外部接続端子	Lightning コネクタ又は、USB Type-C コネクタ×1以上
充電アダプタ、ケーブル	充電アダプタ、ケーブル

- ①納入当初の初期不良に関しては、速やかに代替機を無償で提供すること。
- ②LTE タブレット端末等の調達、納入、設定等すべての諸費用については、受注者の負担とすること。ユニバーサルサービス料等のデータ通信に係る費用もすべて含むこと。
- ③契約後、納入されるまでの期間において、iPad を 200 台程度検証用に導入すること。
費用は受注者の負担とすること。

(3) ネットワーク設定等

本市無線ネットワークに接続できるよう設定すること。

(4) ソフトウェア

- ①発注者が用意する (設定及び動作確認は受注者が行う)。

授業支援ソフト (中学校)	ベネッセコーポレーション製 ミライシード
Office 製品	Office365 Education

- ②納品時に設定しておくもの (調達・フリーソフトウェア類。設定及び動作確認を含む)

授業支援ソフト (小学校)	ロイロ製 ロイロノート・スクール
コンテンツフィルタ	デジタルアーツ製 i-FILTER @Cloud
MDM	日本語のインターフェースで運用できること クラウドサービスであること データ通信回線の利用中断及び再開、リモートワイプ、リモートロックを実施できること タブレット端末の iOS を最新のバージョンに更新するアップデート機能を有すること
Apple 製品	Apple 教育委機関向け各種アプリケーション (Keynote、Pages、Numbers、iMovie、GarageBand、Clips、カメラ等)
Google 製品	Google Maps、Google Earth
クラウドストレージ	Google ドライブ等
その他アプリケーション	Mentimeter、遠隔会議ソフト (Teams、Skype 等)、その他無料ソフトウェアを 10 種類程度 (発注者と協議し、決定する)

※ソフトウェア類の指定バージョンをクライアントにインストール済みで納入すること。

※上記のソフトウェア類については、発注者が立会いのもと、動作検証を行うこと。正常に動作しないものがあった場合は、対応策について発注者と協議すること。

- ①アクティベーション、初期設定、Apple School Manager や Apple ID の設定、MDM の登録、VPP の登録など、iPad 使用のために必要な登録・設定作業、自動登録(DEP)設定も可能とする
- ②フィルタリングについては、設定仕様書の作成、環境設定、アクティベーション
- ③MDM については、設定仕様書の作成、環境設定、の構成プロファイル作成・配布、APP の配布
- ④タブレット端末の利用制限について
 1. 利用者によるタブレット端末の設定変更及び初期化
 2. 利用者によるアプリケーションのインストール及び初期化
 3. 利用者による私的な映像、音楽、電子書籍などのコンテンツ購入（サイト上からの購入、ストア系アプリからの購入等、カテゴリ別の制限）
 4. 有害なインターネット WEB サイト閲覧
 5. 利用者の私的利用（SNS 投稿等）
 6. 使用を許可されていない者のタブレット端末の利用
- ⑤アプリの配信については、学校毎で行えること。
- ⑥各システムを利用するためのアカウント取得も含むこと。

（5）データ通信回線の提供

- 1. LTE/4G 通信または 3G 通信を安定的に提供すること。
- 2. タブレット端末を利用した授業などを恒常に実施するために十分な通信速度及び通信量（1 ヶ月当たり 3GB 以上とする）を確保すること。通信量シェア等の補完策を用いることも可能とする。
- 3. 端末毎にデータ通信量を計測し、一定の通信料を超える場合は通知するなど、毎月の利用状況が確認できること。
- 4. 1 ヶ月当たりの通信量が超過した場合でも、低速措置などで通信を確保すること。
- 5. 移動通信サービスを提供する電気通信事業を運営し、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用していること。
- 6. LTE タブレット端末導入の対象施設内において、本調達で整備する通信回線が、利用者に責のない利用状況において、利用不能または不安定であることにより、LTE タブレット端末の利用に支障が生じる場合は、改善計画の立案や説明を実施すること。

（6）操作説明等について

- ①LTE タブレット端末の基本操作だけではなく、授業で活用するための Apple アプリケーション等の利活用方法について、操作マニュアルを作成し、各小学校・中学校 64 校で操作説明会（2 時間程度）を行うこと。
- ②コンテンツフィルタ、MDM、Apple School Manager 等の操作・運用方法、iPad の管理・運用について、システム管理者向けに研修を実施すること。
- ③管理職向けに ICT 教育の推進・活用に関するマインドセット研修を実施すること。

- ④LTE タブレット端末の円滑な活用のために必要な情報提供（タブレット端末の活用状況や研修計画）などを行い、定例会を月1回程度実施すること。定例会は遠隔会議システムでも可能とするが、受注者にて遠隔会議システム環境を構築すること。
- ⑤遠隔会議システムを使用した会議・研修などの実現に向けた提案・支援を行うこと。

7. 端末本体の故障対応について

- (1) タブレット端末の紛失・盗難・故障等の際は、速やかに無償で交換品を市内の小学校・中学校（指定場所）に届けること。送料は受注者の負担とする。
- (2) 紛失・盗難の場合は、直ちに端末及び回線の不正使用を防止するための措置を講じること。
- (3) 交換時には、交換以前と同様の設定等を再キッティングしてから学校に届けること。
- (4) 交換時にかかる配送等の費用は受注者の負担とする。
- (5) 契約期間中に1回までバッテリーの交換を無償で行えること。
- (6) 受注者の都合で、バッテリーの交換が困難である場合には端末交換でも可能とするが、設定等を再キッティングしてから学校に届けること。

8. 配送作業・提出書類等

- (1) 端末配送作業等
 - 各小学校・中学校、教育指導課の配備台数は、発注者の指示どおりに配送すること。
- (2) 提出書類
 - ①次の書類を各2部作成し、電子媒体でも提出すること。
 - 設定仕様書／操作マニュアル／ライセンス証書（1部は写しで可）
 - ／機器配備台帳／その他必要な書類
 - ②書類の様式は、原則として必要な内容が記載していれば受注者の仕様でよいが、事前に発注者の承認を得ること。

9. 導入体制・計画・進捗管理

- (1) スケジュールに合わせた作業体制（役割分担や体制表）を確立すること。
- (2) 受注者は本契約締結後、速やかに導入計画書（全体工程表・スケジュール等）を文書にて提出すること。
- (3) 受注者は月1回以上、又は必要に応じて定例会議を実施すること。

定例会議後は速やかに（一週間以内）議事録を作成し、内容について発注者の承認を受けること。定例会議では導入計画やスケジュールの進捗報告を必ず行い、課題や懸案事項についても報告を行うこと。定例会議に必要な資料は出席者分の部数と予備を用意し、別途電子ファイルでも提出すること。会議冒頭には前回議事録の確認を必ず行い、前回議事録の訂正や加除に対応すること。
- (4) 問題発生時等定例会議とは別に発注者要請により進捗、課題、及び懸案事項についての臨時会議開催に応じること。

10. 保守体制

(1) 故障時及び紛失・盗難発生時の対応等の問い合わせ窓口の設置

- ①ハードウェア、ソフトウェアの問い合わせ窓口を設置すること。
- ②保守連絡体制を納入時に文書にて提出すること。
- ③各小学校・中学校、教育委員会からの問い合わせに対応すること。
- ④学校及び教育委員会と連携し対応すること。
- ⑤保守対応時間は下記のとおりとすること。

対象日：平日（ただし、祝日及び12/29～1/3 を除く）

受付時間：9時00分～17時30分

- ⑥保守履歴・障害報告等の記録を定期的に提出すること。
- ⑦年1回程度、LTE タブレット端末のOS のアップデートのため、受注者の責任において手順書などを作成し、支援すること。

11. 機密保持等

受注者は、本業務における機密情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業上知りえた発注者の機密情報について、第三者に漏洩することが無いこと。
- ②発注者が作業上必要と認めて貸与するデータの内部情報については、散逸、漏洩、目的外使用などの事故が起きないよう十分注意し、取扱うこと。
- ③全てのデータの取扱いについて「枚方市個人情報保護条例」及び「枚方市学校情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- ④故意、過失を問わずデータ流失事故が発生した場合は、発注者が指示する手続きに従い、速やかに報告を行うこと。また、事故により損害を与えた場合は、その損害を補償すること。
- ⑤受注者は、個人情報等の本業務作業に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず、終了後も第三者へ漏洩してはならない。
- ⑥受注者は、発注者が文書により承認したとき以外は、本業務に係る入出力資料及び記録媒体等（以下「資料等」という。）を本業務以外の用途に使用してはならない。また、本業務に係る資料等を第三者に提供し、または譲渡してはならない。
- ⑦受注者は、発注者が許可した場合を除き、資料等を複写し、または複製してはならない。発注者の許可を得て複写及び複製したときは、本業務の終了後、直ちに複写及び複製した資料等を消去し、再生または再利用ができない状態にしなければならない。
- ⑧受注者は、機密情報を記した書面その他物件は、施錠できる場所に保管し、厳重に機密を保持しなければならない。
- ⑨受注者は、資料等について、本業務終了後に発注者へ返還しなければならない。また、発注者及び受注者は、本業務に係る個人情報の授受に従事する者を指定し、当該個人情報の授受に際しては預り証を提出しなければならない。受注者は、本業務に係る個人情報を暗号化して、施錠できるケースに収納し、事故防止措置を講じた上で搬送しなければならない。
- ⑩受注者は、個人情報の漏洩を防止するため、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、本業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじ

め再委託する業者名及び作業内容、作業場所等を発注者に届け出て、発注者の承認を得なければならない。また、再委託を受けた者に対しても、機密保持等について同様の義務を負わせなければならない。

⑪受注者は、以上の事項に違反して発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

12. その他

- (1) 「枚方市学校情報セキュリティポリシー」の内容をよく理解し、作業にあたること。
- (2) 納品物は全て開梱し、梱包材は持ち帰ること（梱包材の持ち帰りは翌日でもよい）。
- (3) 教育施設内での作業となるので、特に安全管理に注意を払うとともに、市民や児童生徒に対する迷惑・影響を最小限にとどめるよう、搬入スケジュール等は各学校管理者と綿密な調整を行うこと。また、学校行事等の妨げにならないように注意すること。
- (4) 作業は全て受注者の責任とし、損傷補償は次のとおりとする。
 - ①作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する補償は、受注者の負担とする。
 - ②作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する補償は、受注者の負担とする。
- (5) 機器類の設定や搬入に際しては、本契約に定める業務を確実に遂行できる技能を有する者を配置し、作業を行うものとする。
- (6) 発注者と協議の上、搬入から設置・稼動までのスケジュール及び手順表を作成し、本市担当者の承認を受けたものを文書で提出すること。
- (7) タブレット端末本体に、管理番号等を記載したラベルを作成、貼付し、機器配備台帳には、管理番号等の必要な情報を記載し、EXCEL データで提出すること。また、本体、キーボード、充電アダプタ等には導入年月及び所管名等を記入したラベルを貼付すること。ラベルの位置、記載内容、大きさ等は発注者と協議のうえ決定する。
- (8) 契約期間満了後、機器引上げの際は発注者と協議の上、各学校から対象機器を概ね 1 か月以内に撤去・搬出するとともに、LTE タブレット端末を回収する際には、受注者が端末の記録を復元不可能な状態に消去、もしくは物理的に破壊した後に廃棄し、それらの適切な処理を行ったことを示すデータ消去証明書を発行し、発注者に提出すること。
- (9) 契約期間満了後の引上げる機器は、LTE タブレット、キーボードのみとすること。
- (10) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は協議を行い、発注者の決定により対応すること。
- (11) やむを得ない事情により機器類の変更を必要とする場合は、予め発注者に申し出のうえ、承認を得てから機器仕様の変更を行うこと。変更に際しては、変更理由ならびに変更事項等を記載した申請書を提出すること。
- (12) 発注者において必要と認めたときは、作業を変更または、中止することができるものとし、この場合、発注者及び受注者の協議により、変更のために必要な工期を別途定めるものとする。
- (13) 上記全ての項目について発注者が連絡、調整等のために協議を必要とする場合は速やかに応じること。

小学校・中学校教員用タブレット端末賃貸借 納入予定場所一覧（予定）

校番	施設名	所在地
1	枚方小学校	枚方上之町 9-21
2	枚方第二小学校	田宮本町 11-1
3	蹉跎小学校	北中振 2-11-21
4	香里小学校	香里ヶ丘 10-5-2
5	開成小学校	香里ヶ丘 2-5
6	五常小学校	香里ヶ丘 6-9
7	春日小学校	高田 2-15-10
8	桜丘小学校	村野本町 30-1
9	山田小学校	甲斐田町 1-27
10	明倫小学校	中宮西之町 10-6
11	殿山第一小学校	上野 1-6-5
12	殿山第二小学校	養父丘 2-7-53
13	樟葉小学校	南楠葉 2-40-6
14	津田小学校	津田西町 1-33-1
15	菅原小学校	藤阪中町 13-1
16	氷室小学校	尊延寺 3-1-38
17	高陵小学校	御殿山南町 2-2
18	山之上小学校	山之上 1-32-1
19	牧野小学校	上島東町 4-18
20	交北小学校	交北 2-30-5
21	香陽小学校	香里ヶ丘 11-36-1
23	招提小学校	招提東町 2-2-8
24	中宮小学校	中宮山戸町 22-3
25	小倉小学校	小倉町 29-1
26	樟葉南小学校	楠葉美咲 1-25-1
27	磯島小学校	磯島北町 3-1
28	蹉跎西小学校	出口 6-20-1
30	樟葉西小学校	楠葉並木 1-11-1
31	田口山小学校	田口山 3-10-1
32	西牧野小学校	西牧野 2-1-1
33	川越小学校	釈尊寺町 30-1
34	蹉跎東小学校	翠香園町 30-1
35	桜丘北小学校	星丘 4-31-1
36	津田南小学校	津田西町 3-10-1
37	樟葉北小学校	楠葉野田 3-13-1
38	船橋小学校	東山 1-68
39	菅原東小学校	藤阪東町 3-10-1
40	中宮北小学校	中宮北町 4-1

校番	施設名	所在地
41	山田東小学校	田口 3-16-1
42	藤阪小学校	藤阪南町 1-40-1
43	平野小学校	招提中町 1-53-1
44	長尾小学校	長尾北町 3-3-2
45	東香里小学校	東香里南町 44-1
46	伊加賀小学校	伊加賀西町 53-1
47	西長尾小学校	長尾西町 2-45-1
51	第一中学校	渚東町 2-1
52	第二中学校	香里園東之町 20-26
53	第三中学校	養父東町 1-5
54	第四中学校	香里ヶ丘 5-3-2
55	津田中学校	津田北町 1-32-1
56	枚方中学校	西田宮町 19-1
57	中宮中学校	堂山 1-2-6
58	招提中学校	招提東町 2-1-12
59	楠葉中学校	楠葉丘 2-12-1
61	楠葉西中学校	西船橋 2-43-1
62	東香里中学校	東香里 3-37-1
63	長尾中学校	長尾北町 3-3-1
64	杉中学校	杉 4-1-1
65	山田中学校	交北 2-28-1
66	渚西中学校	渚西 3-25-1
67	桜丘中学校	桜丘町 65-1
68	蹉跎中学校	出口 5-40-1
69	招提北中学校	招提北町 2-35-1
70	長尾西中学校	長尾谷町 1-73-1
	教育委員会	車塚 1 丁目 1-1 輝きプラザからら

※配備台数については、事前に必ず本市担当課に確認すること。